

# 【郵送用】戸籍等請求書

富士吉田市長 様

次のとおり請求します。

令和 年 月 日

請求者	住所	〒 _____	
	氏名	フリガナ	電話番号(平日昼間に連絡可能なもの) ( )
		生年月日	

必要な戸籍の本籍	
----------	--

筆頭者 <戸籍の最初に載っている方>	
--------------------	--

	金額 (1通)	全員の方が載っているもの (謄本・全部事項証明)	一部の方(必要とする方のみ)載っているもの (抄本・個人事項証明)
必要な証明	戸籍 (現在)	450円	どなたのものが必要ですか? (名前→ ) 通
	除籍	750円	通
	改製原戸籍	750円	通
	戸籍の附票	300円	どなたのものが必要ですか? (名前→ ) 通
	身分証明書	350円	どなたのものが必要ですか? ※本人以外は委任状が必要です (名前→ ) 通
	独身証明書	350円	どなたのものが必要ですか? (名前→ ) 通
	不在籍証明書	300円	通
	受理証明書	350円	種別(婚姻等):( )、届出日: 年 月 日 通
			※必須※ 住所( )から ( )までの履歴

戸籍に載っている方との関係 (○印)	本人・夫・妻・子・孫・父母・祖父母・その他( ) ※関係によっては委任状や、続き柄の確認できる戸籍(コピー可)等の添付を要する場合があります。
-----------------------	--

使いみち	<p>☆戸籍</p> <input type="checkbox"/> パスポート申請 <input type="checkbox"/> 年金申請(未支給年金・遺族年金・自分の年金請求)
	<input type="checkbox"/> 戸籍の届出用 <input type="checkbox"/> 児童扶養手当申請(どなたの ) <input type="checkbox"/> 相続(亡くなった方氏名: 請求者から見た続き柄: ) ~該当する数字に○をしてください~ 1. 死亡の記載があるもの 通 2. 亡くなった方について 「 」歳から「 」歳までのもの セット 3. 出生から亡くなるまでのもの セット 4. 「名前: 」と「名前: 」の関係がわかるもの 通
	~提出先・その他~ ※具体的に記入してください

同封書類	<input type="checkbox"/> 手数料 定額小為替 _____ 円(郵便局で購入し、定額小為替には何も書かないで下さい)
	<input type="checkbox"/> _____ 円切手を貼った返信用封筒(請求者本人の住民票の登録がある住所・宛名を記入してください。お急ぎの場合は、速達等でご請求下さい。)
	<input type="checkbox"/> 請求者の本人確認書類の写し(運転免許証・マイナンバーカードの写しなど) ※詳しくは請求方法を確認してください。
	☆送付・問い合わせ先☆ 〒403-8601 山梨県富士吉田市下吉田6丁目1番1号 富士吉田市役所市民課 窓口・戸籍担当 Tel: 0555-22-1111(内線143)

# 郵送による戸籍証明書の請求方法

次の①～④を同封してお送り下さい。

戸籍請求には、申請してから受け取るまでに1週間程度かかることがあります。

## ① 請求書

1ページ目が請求書になっていますので、お使い下さい。

## ② 手数料

手数料は郵便局で扱っている定額小為替でお送り下さい。

手数料に関しては、**切手での支払いはできません。**

## ③ 本人確認書類(有効期間のあるものは、有効期間内のものに限りです。)

1点確認:免許証・マイナンバーカード・住民基本台帳カード(住所、写真付き)・在留カード・障がい者手帳など

2点確認:保険証・診察券・キャッシュカード・クレジットカード・学生証・社員証・預金通帳・受給者証など ※

※<2点確認の注意>申請者の住所地又は本籍地が富士吉田市でない方の場合、どちらか1点に住所地が記載されていないと本人確認書類として扱えません。

## ④ 返信用封筒および返送料

返信用封筒には、ご自宅の住所(住民票の登録地)と氏名を記入し、郵送料分の切手を貼って下さい。返信料は封筒の大きさ・重さによって異なります。速達等を希望される方は、速達料金分の切手も貼って下さい。その旨封筒に赤で記載してください。

申請通数の多い場合などは、あらかじめ予備の切手を貼らずに同封してください。

郵便料金や配達サービスの内容が変更になっている場合があります。ご注意ください。

切手料金が不足の場合は「料金不足分受取人払い」にて返送させていただきますので予めご了承ください。

## 《 ご注意 》

☆ 戸籍はプライバシー保護の観点から、正当な理由がないと発行されません。戸籍に名前が載っていない人が請求する場合は、『必要とする具体的な理由』及び『請求する人と、必要な人との具体的な関係』をできるだけ詳しく書いて下さい。また、関係がわかる戸籍謄本等が必要な場合があります。

☆ 現在の戸籍は『一組の夫婦と未婚の子供』が基本の構成になっております。例えば婚姻すると親の戸籍から抜け、配偶者とともに新しい戸籍を作ります。このとき氏を変更しなかった方が **筆頭者** となっています。

☆ 本人から委任されて第三者が請求をする場合は、必ず委任者が自署押印した委任状(誰が誰に何を何通委任するか等、詳しく記入したもの)が必要になります。

☆ 申請内容に不備がある場合、申請書をお返しすることがあります。また、手数料・郵送料の立て替えはできません。

☆ 偽り、その他不正な手段により交付を受けたときは、30万円以下の罰金に処せられます。(戸籍法第135条)

☆ 証明書の送付先は、住所地(住民登録している場所)への送付が原則となります。

☆ お問い合わせ先

富士吉田市役所 市民生活部 市民課 窓口・戸籍担当  
電話(0555)－ 22 － 1111 内線143